

公益社団法人日本植物園協会 会員の経費負担に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条に基づき、総会の決議により、会員の経費負担に関し必要な事項を定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は、正会員、賛助会員及び名誉会員とする。

第2章 会費等

(入会金)

第3条 正会員の入会金は年会費相当額とする。

2 賛助会員、名誉会員は、入会金の納入を要しない。

(年会費)

第4条 年会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 正 会 員 | 80,000 円 |
| (2) 賛助会員 (個人) | 10,000 円 |
| (3) 賛助会員 (団体及び法人) | 一口 100,000 円 (一口以上) |

2 前項の年会費は、当該年度分を6月末日までに納入する。

3 名誉会員は、年会費の納入を要しない。

第3章 補 則

(細則の制定)

第5条 この規程の実施に関し必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。